

社 会 福 祉 法 人 設 立 の 手 引

（令和7年度版）



目 次

第 1	社会福祉法人の設立	1
	社会福祉法人の組織について	3
	社会福祉法人の役員等の要件について	5
	社会福祉法人の資産の要件について	1 3
	社会福祉法人の会計経理について	1 4
第 2	社会福祉法人設立認可等協議書の提出について	1 5
	社会福祉法人設立認可等協議書（様式）	1 6
	添付書類一覧	1 8
	社会福祉法人設立認可等協議書の作成に係る留意点	1 9
第 3	社会福祉法人設立認可申請書の提出について	2 5
	社会福祉法人設立認可申請書（様式）	2 6
	添付書類一覧	2 8
	社会福祉法人設立認可申請書の作成に係る留意点	3 0
◆	社会福祉法人審査基準	3 5
◆	社会福祉法人審査要領	4 8
第 4	定款作成に係る留意点	5 3
	社会福祉法人定款例	5 4
	租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合の留意点	7 1
第 5	社会福祉法人設立認可後の手続きについて	7 5
◆	様式集	7 9

第 1 社会福祉法人の設立

1. 社会福祉法人について

社会福祉法人は、社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立される法人です。したがって、法に基づく社会福祉事業の実施を目的としないものは、社会福祉法人とはなり得ません。

社会福祉法人の設立については、所轄庁であるさいたま市長の認可を受けることが必要となります。

（参考）さいたま市が所轄庁となる社会福祉法人

- 1 さいたま市内に主たる事務所があり、市の区域内のみで事業を行っているもの
- 2 さいたま市内に主たる事務所があり、その行う事業が埼玉県内の 2 以上の市町村の区域に及ぶもの及び地区社会福祉協議会である社会福祉法人

2. 設立準備委員会について

社会福祉法人の設立や施設整備に必要な事項を審議・決定する合議制機関として、役員就任予定者（設立発起人）等による「設立準備委員会」を組織してください。会の運営や代表者選出の方法等は、別途規約を設け、審議の内容を記載した議事録を作成するなど、意思決定の経緯がわかるような管理をしていただき、法人設立後の運営を円滑に行うための組織体制の基礎となるよう、確実な事務処理をお願いします。

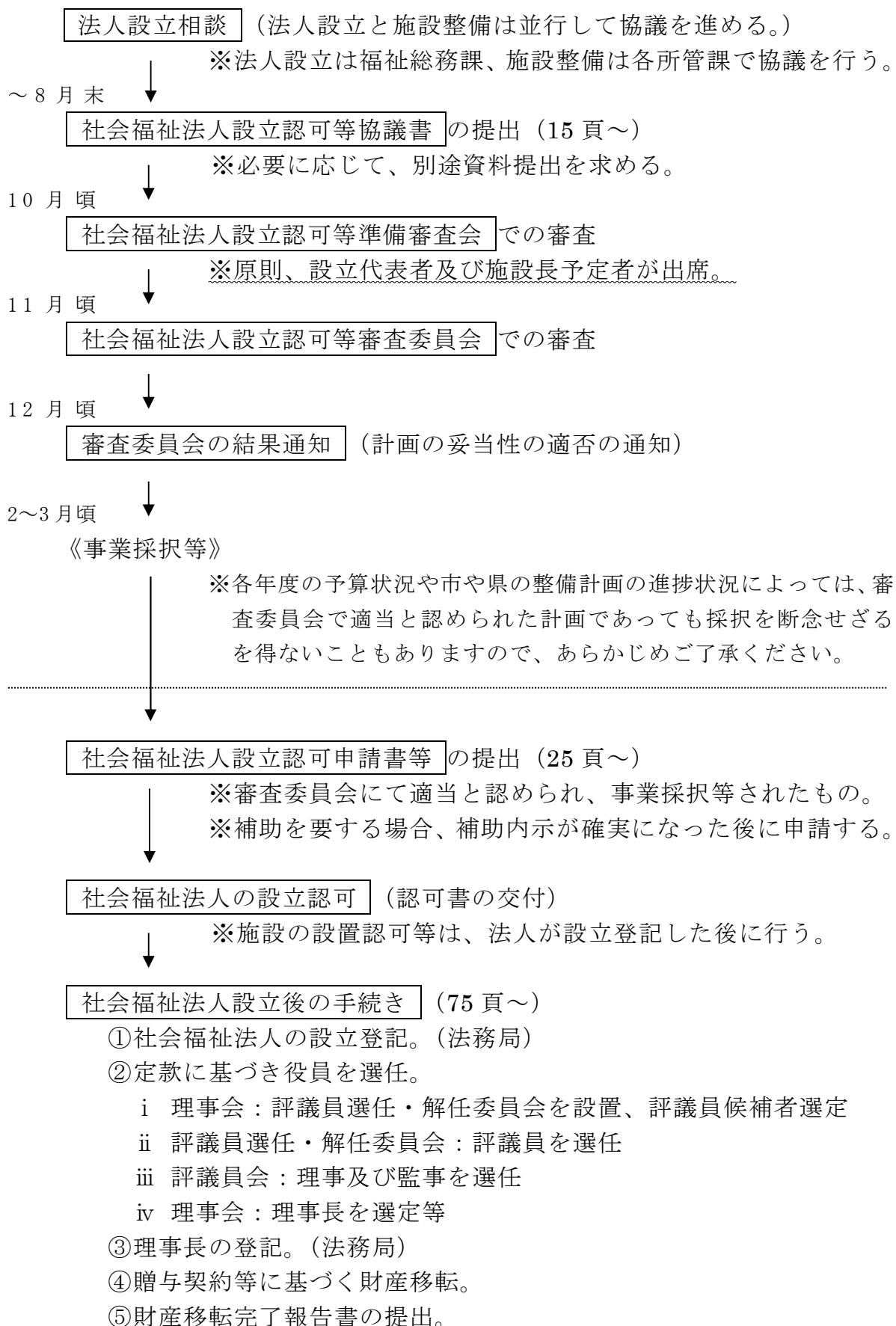
3. 社会福祉法人の設立について

社会福祉法人は、さいたま市長の認可を受けて、設立の登記をすることによって成立（法第 34 条）します。認可に当たっては、定款を定め（法第 31 条）、社会福祉事業を行うに必要な資産を備える（法第 25 条）とともに、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を設置する（法第 36 条）必要があります。

これらの要件を満たすよう、設立準備委員会での審議や、市各所管課との相談・協議等を経て、計画が固まってきたら、「社会福祉法人設立認可等協議書」をご提出いただきます。（施設設立計画書は、施設整備所管課へ別途ご提出ください。）

なお、法人設立の相談の段階から、理事長就任予定者（設立代表者）等、法人設立後も法人運営に携わる方が、直接関わるのが求められます。これは、法人設立前に、社会福祉法人及び法並びに社会福祉事業について理解を深めていただくとともに、法人設立後の事業の継続性を確保するものであり、理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが求められるためです。

○ 社会福祉法人の設立認可までの流れ



◆ 社会福祉法人の組織について

社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき評議員会等を組織します。

1. 評議員・評議員会

評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員（理事及び監事）の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する議決機関として位置づけられています。評議員会の決議事項は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されています。法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はありません。

なお、法律又は定款において評議員会の決議を必要と定められている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しません。

2. 理事・理事会

理事会は、法人の業務執行に関する意思決定や理事の職務執行の監督を行う執行機関として位置づけられています。

① 理事長

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します。

② 業務執行理事

理事長以外にも法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができます。業務執行理事は理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。設置する場合は定款に定める必要があります。

③ 上記以外の理事

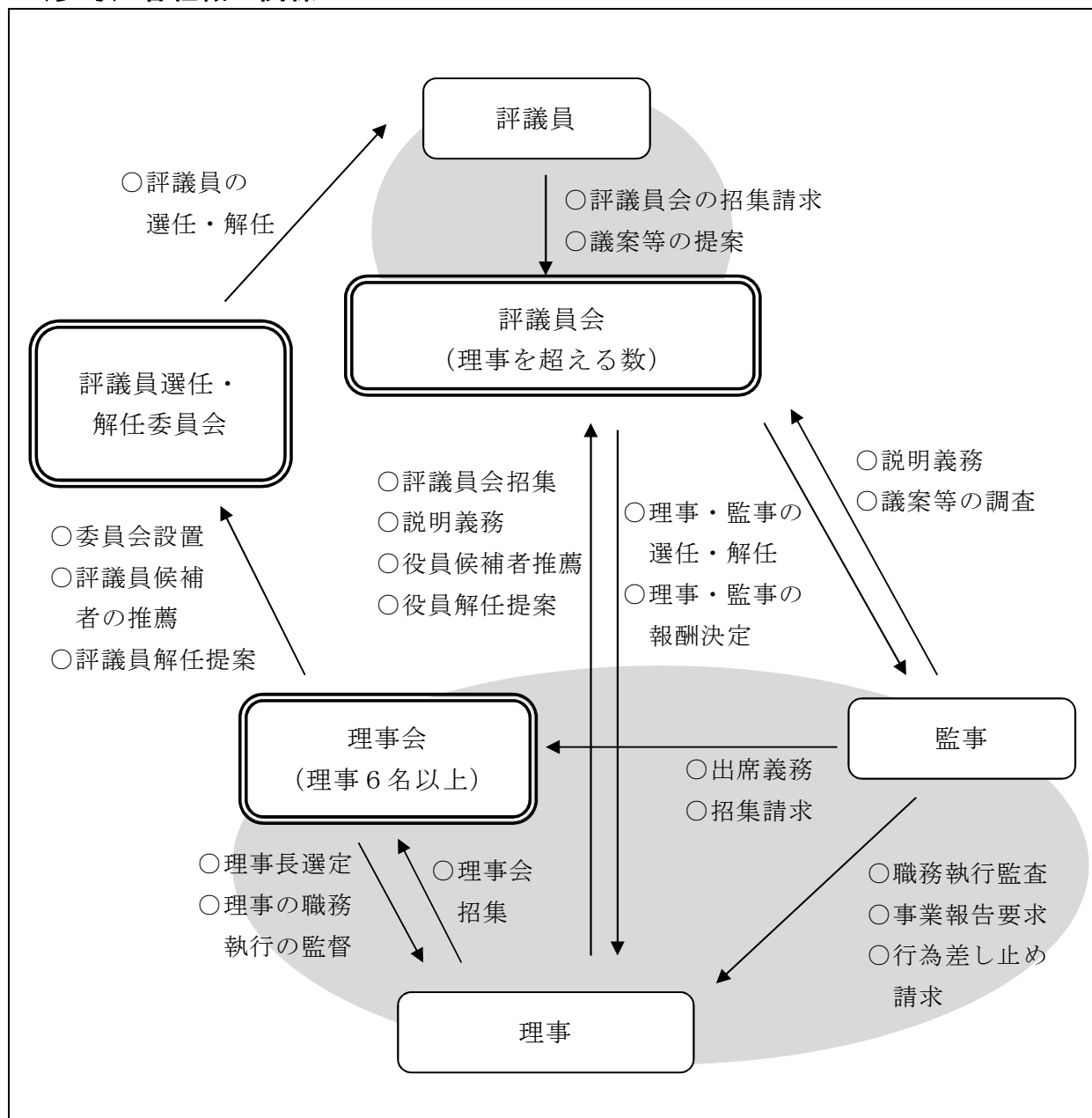
理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担うこととなります。

3. 監事

監事は、理事の職務の執行を監査するために、理事や職員に対する事業報告の要求や、業務・財産の調査など、各種の権限が付与されており、また、理事会への出席・報告義務や、評議員会における説明義務など、義務が課されています。

監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うこととなります。

(参考) 各組織の関係



(参考) 評議員選任・解任委員会

評議員の選任及び解任の方法については、社会福祉法において、法人が定款で定めることとされています（法第 39 条）が、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています（法第 45 条の 8 第 3 項）。

定款で定める方法としては、社会福祉法人定款例において、監事・事務局員（職員）・外部委員の3名以上により構成される評議員選任・解任委員会の設置が示されています。なお、外部委員は必ず1名以上含まれる必要があり、人数は定款に定めることとなっております。

◆ 社会福祉法人の役員等の要件について

社会福祉法人は、法等に定められた資格要件等を満たす役員等（評議員、理事及び監事）を選任することとなっております。

（参考）善管注意義務

社会福祉法人と役員等（評議員、理事及び監事）との関係は、民法上の委任に関する規定により、委任を受けた者（受任者）である役員等は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（善管注意義務）を負います（法第 38 条）。

このため、各役員等は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。

1. 共通事項

- （１） 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。
- （２） 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保することとなっております。
- （３） 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- （４） 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではありません。
- （５） 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできません。
 - ① 法人
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ ③に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - ⑥ 暴力団等の反社会的勢力に属する者又は暴力団員でなくなってから五年を経過しない者は、評議員又は役員となることはできません。

2. 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第 31 条第 1 項第 5 号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第 5 項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。
- 定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（例：評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。
- (2) 評議員については、法第 39 条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはいけません。
- (5) 評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数とする必要があります。

3. 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。
- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
例：ア 社会福祉に関する教育を行う者
イ 社会福祉に関する研究を行う者
ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
例：ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
イ 民生委員・児童委員
ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- (3) 理事は、6 名以上でなければなりません。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはいけません。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は、理事本人を除き 3 人である必要があります。

例：	理事定数	各理事に係る特殊関係者の人数
	6～8名	本人＋1名まで
	9～11名	本人＋2名まで
	12名～	本人＋3名まで

- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができます。

4. 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。
- ① 社会福祉事業について識見を有する者
 - ② 財務管理について識見を有する者
- (3) 監事は、2人以上でなければなりません。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいとされています。

5. 役員等の任期

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（例：2025年4月に選任された場合、2029年に開催する定時評議員会の終結の時まで）
- ただし、定款によって、その任期を延長（4年→6年）することも可能です。また、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることも可能です。
- (2) 役員（理事・監事）の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（例：2025年4月に選任された場合、2027年に開催する定時評議員会の終結の時まで）
- ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、補欠の役員の任期を、退任した役員の任期の満了する時までとすることも可能です。

6. 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

(1) 評議員の特殊関係者

評議員は、議決機関である評議員会を通じて役員に対する牽制機能を適正に働かせるため、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはなりません。

ア 各評議員と特殊の関係がある者

- (ア) 当該評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- (イ) 当該評議員の使用人（秘書、執事など、当該評議員が個人的に雇っている者）
- (ウ) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア) から (ウ) までの掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該評議員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
- (キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の 2 分の 1 を超える場合に限る。）
- (ク) 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人
 - iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

イ 各役員と特殊の関係がある者

- (ア) 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 当該役員の使用人
- (ウ) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ) 及び (ウ) に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア) から (ウ) までの掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該役員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
- (キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の 2 分の 1 を超える場合に限る。）

(2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。

また、各理事の配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊関係にある者の上限は、当該理事本人を除き3人までとなります。

- ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該理事の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- キ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人
 - iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 監事の特殊関係者

監事は、理事の職務の執行や法人の業務等を監査する役割を有するため、各役員の配偶者又は3親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

- ア 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- カ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- ク 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の2分の1を超える場合に限る。）
- ケ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人
 - iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

社会福祉法人の役員等の兼務について

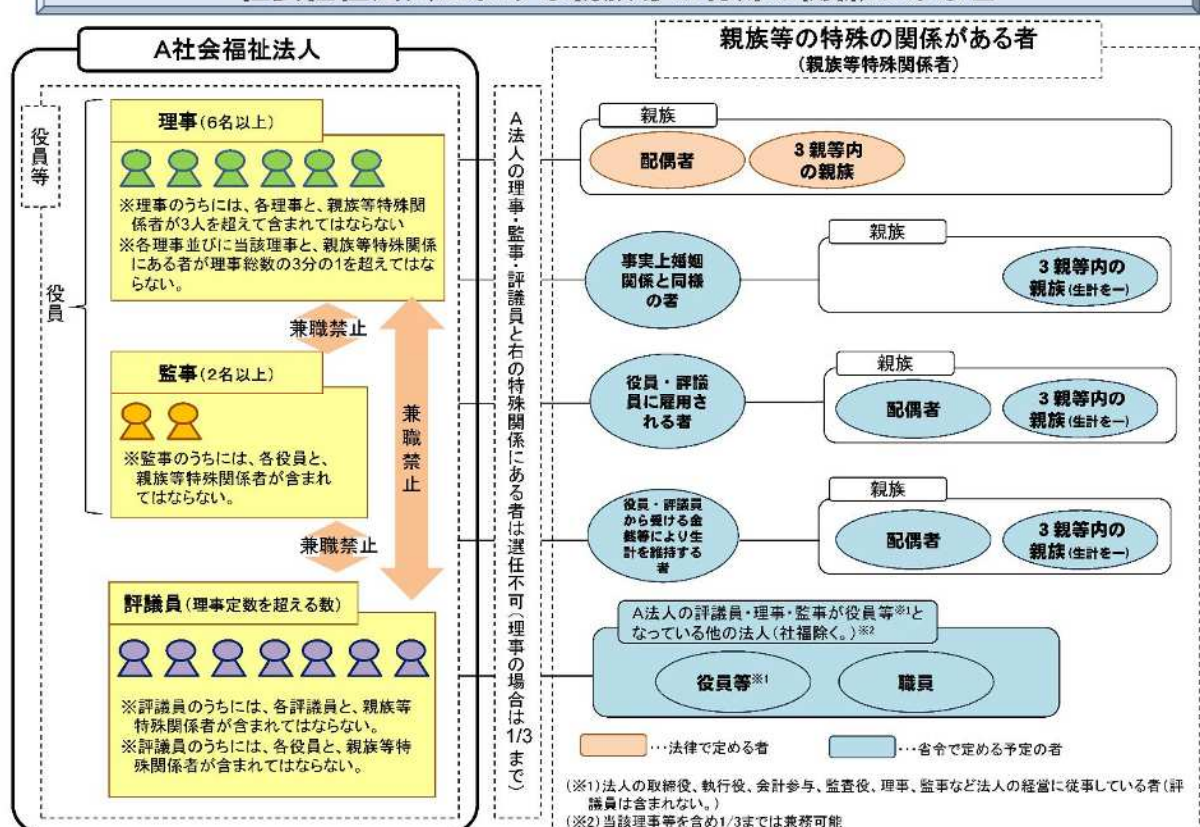
1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		×	×	×	×
監事	×		×	×	×
理事	×	×		×	○
評議員	×	×	×		×
職員	×	×	○	×	

2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事		会計監査人
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	記帳代行業務	×
	記帳代行業務・税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		

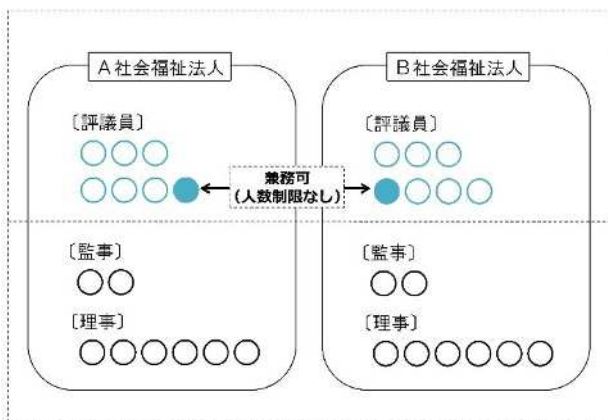
社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

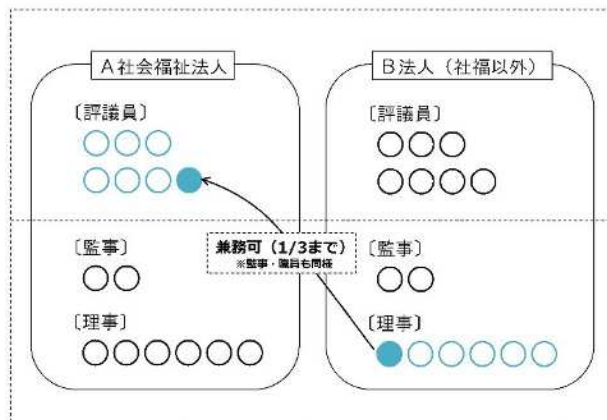
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

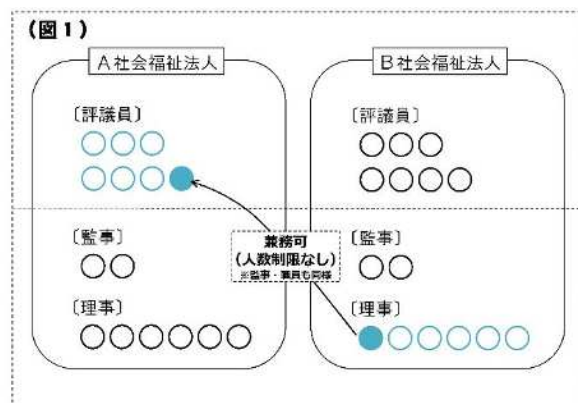
1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。



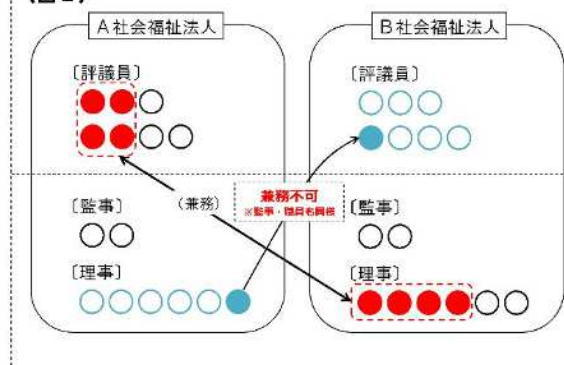
問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

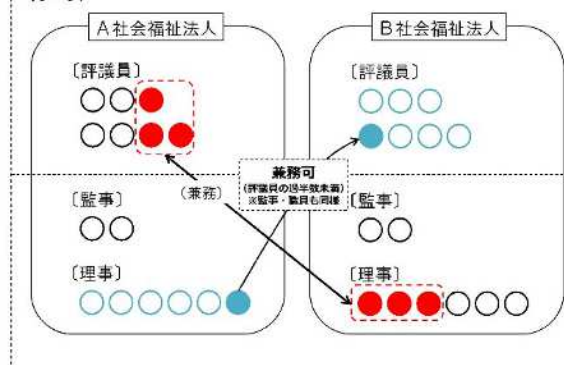
1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)



(図2)



(参考)



◆ 社会福祉法人の資産の要件について

1. 概要

社会福祉法人は、原則、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める事業の用に供する不動産については、不動産の全部もしくは一部を、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。（その他特例等については、37 頁以降参照。）

2. 設立に当たって必要な資産

（1）基本財産

施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な不動産を基本財産としなければなりません。（上記緩和要件を除く）

基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、これを処分し、又は担保に供する場合には、さいたま市長の承認を受ける必要があります。

設立認可申請時に建物が完成していない場合は、建物の完成後速やかに当該建物を基本財産とし、定款変更を行い、所轄庁へ届け出る必要があります。（75 頁参照）

（2）建設自己資金、借入金償還財源等

法人の設立に際して、寄附が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すこととなります。また、独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源などについて、寄附金が予定されている場合も同様です。このため、次の書類をご提出いただきます。

（ア）贈与契約書の写し及び寄附予定者の印鑑登録証明書等

（イ）寄附者の残高証明書等（所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等）

なお、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回るよう、無理のない資金計画としてください。

（3）運転資金

法人を設立する場合にあっては、運転資金としてその他財産のうちに当該法人・施設の年間事業費の 1/2 分の 3 以上に相当する現金等を有していなければなりません。

なお、保育所を主として行う法人を設立する場合にあっては、1/2 分の 1 以上に相当する現金等を確保してください。

（4）法人事務費

理事会等の開催経費や通信費、施設開所前に雇用する職員給与経費等、設立年度において法人運営にかかる費用を確保してください。

◆ 社会福祉法人の会計経理について

1. 概要

社会福祉法人の会計経理は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）等に基づき、会計経理に関する決まり「経理規程」を作成し、日々の会計処理、予算、決算を行います。

《参考》「社会福祉法人モデル経理規程」（全国社会福祉法人経営者協議会）

2. 日常の会計処理

各法人で経理規程を作成し、理事会に諮ります。理事会で決定した経理規程に基づき、実際の会計処理を行うこととなります。

3. 予算

社会福祉法人は、毎会計年度開始前（3 月末）までに、計画的に事業を運営していくための年間計画である予算を作成する必要があります。

理事長を中心に、事業計画に基づき収入及び支出の金額を見積もり、資金収支計算書を作成します。そして、理事会（定款で定めた場合は理事会及び評議員会）で議決を行い決定します。1 年間の事業運営はこの予算に基づいて行います。

なお、事業計画及び予算の決定は理事会の権限ですが、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合等、定款に定めのあるときは、評議員会の承認が必要です。

4. 決算

社会福祉法人は、1 年間の運営を行った後、毎年 6 月末までに、会計の年間報告である決算（計算書類）と、事業報告を作成し、資産の変更登記を行い、これらをさいたま市長あてに報告する必要があります。

計算書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）や計算書類の附属明細書等を作成し、監事による監査を受けます。そして、理事会の審議を経て、評議員会で議決を行うことで、決算が確定します。

評議員会で承認を得たあとは、法務局にて資産の変更登記を行い、さいたま市長あてに計算書類等を提出していただきます。

なお、事業報告及び決算の決定は評議員会の権限です。

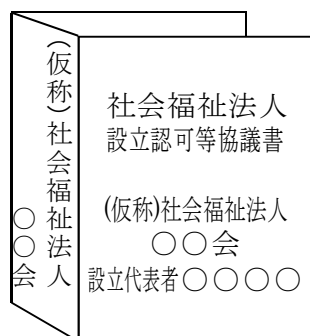
第2 社会福祉法人設立認可等協議書の提出について

1. 提出書類の体裁

(1) 紙媒体で提出する場合

緑色のフラットファイル（A4S版）に標題等を記載し、書類を綴じてください。

なお、書類のサイズは、A4版とし、印鑑登録証明書等、サイズが小さいものについては、A4用紙に貼り付けるなどして、A4サイズに統一してください。



表紙、背表紙に
「(仮称)社会福祉法人 〇〇会」
及び「設立代表者 〇〇〇〇」と
表記する。

各書類の間に仕切として白紙を挟み、これに添付書類一覧の番号、文字等を記入したインデックス（A1,A2…）を見出しとして貼付してください。役員等については、役員・評議員別に氏名を記入したインデックスを付けてください。

（注意）

紙媒体で提出する場合、添付書類は原則として写しで構いませんが、必要に応じて書類の原本や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 電子データで提出する場合

ファイル形式及び提出方法については、個別に福祉総務課と協議してください。

2. 提出書類

社会福祉法人設立認可等協議書（様式第1号）は16頁～、添付書類は18頁～参照。

3. 提出期限

原則として各年度の8月末日。ただし、事前に福祉総務課と協議してください。

※ 添付書類については、施設種別により異なる場合があること、また、関係機関との調整不足、あるいは協議等が整わない場合、法人設立認可等協議書として提出した書類が無効になることもあるので、十分注意してください。

様式第1号（第4条関係）

社会福祉法人設立認可等協議書（ 年 月現在）

1 法人創設 2 施設新設（ 年 月事業開始） 3 改 築

法 人		(法人名称・ふりがな)										(所在地)										(他に経営する主たる施設等)									
整 備 施 設		(施設種別)		(施設名)		(定数)		(所在地)																							
		①																													
		②																													
		③																													
④																															
区 分		(ふりがな) 氏 名		生年月日 (年齢)		現 職		社 会 福 祉 事 業 関 係 歴 等		役員選任区分 (該当に○印)										特 殊 関 係 有 無											
										事業経営 識見		地域福祉 関係		施設の 管理者		その他		事業 識見		財務管理 識見											
役 員	理事長			()				(現・元)										—		—		有・無									
	理 事			()				(現・元)										—		—		有・無									
				()				(現・元)										—		—		有・無									
				()				(現・元)										—		—		有・無									
				()				(現・元)										—		—		有・無									
				()				(現・元)										—		—		有・無									
	監 事			()				(現・元)		—		—		—		—						無									
				()				(現・元)		—		—		—		—						無									
評 議 員			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
			()				(現・元)		—		—		—		—		—		—		有・無										
土 地	地 面 積	筆 数 m ²		整 備 資 金 計 画		総 合 計 (円)		施 設 整 備 等				土 地 の 購 入																			
	規 制							補 助 者 等		金 額 (円)		補 助 者 等		金 額 (円)																	
	所 有 者					合 計		—				—																			
	取 得	寄 附 購 入 借 用 (地 上 権 ・ 賃 借 権)	付 補 助 (交 金 等)			国及びさいたま市																									
			借 入 金			独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構																									
			(寄附者名)					(寄附者名)																							
			資 金 自 己																												
	施 設	面 積	m ²																												
構 造																															
建設にか かる地元 の同意書		近 隣 住 民 (有 ・ 一 部 ・ 無)																													

借入償還計画（円）	借入先 年度	新規借入分			新規借入分の償還財源内訳（利子分を含む）				（参考） 既借入分計	
		元金		利子分計	合計					
	年度（償還初年度）									
	年度～ 年度 （累計額）									
	年度（償還最終年度）									
	計									

新法設人	運 転 資 金	円	寄附者名・金額 ① 円 ② 円
	法 人 事 務 費	円	寄附者名・金額 ① 円 ② 円

添付書類一覧（設立認可等協議書提出用）

添付書類							
A 法 人 関 係	1	法人設立趣意書	C 寄 附 ・ 購 入	1	土地(建物)譲渡確約書		
	2	事業計画書		2	〃 所有権移転登記確約書		
	3	設立準備委員会の議事録（写）		3	〃 譲渡者の身分証明書		
	4	設立代表者への権限の委任状		4	〃 譲渡者の登記されていないことの証明書		
	5	設立代表者が贈与に係る権限の 委任状（設立代表者が寄附者となる場合）		5	〃 譲渡者の印鑑登録証明書		
	6	設立代表者の履歴書	D 民 間 借 地	1	地上権設定契約（確約）書		
	7	施設長予定者の履歴書		2	地上権設定登記誓約書		
	役員等関係書類			3	土地賃貸借契約（確約）書		
	8	役員等一覧表（役員及び評議員1名 につき①～⑤の順に綴じる）		4	賃借権設定登記誓約書		
	①	就任予定者の就任承諾書		5	土地貸与者の身分証明書		
	②	〃 履歴書		6	〃 登記されていないことの証明書		
	③	〃 身分証明書		7	〃 印鑑登録証明書		
	④	〃 登記されていないことの証明書	E 公 有 地 借 地				
	⑤	〃 印鑑登録証明書	1	土地無償貸付契約書等			
	その他関係書類		2	土地使用許可承諾書等			
	9	研修受入施設承諾書	F 自 己 財 源	1	施設運営収支計画表		
	10	誓約書 （施設長予定者が要件をみたしていない場合）		2	寄附申込書（親の会等、任意の団体 からの寄附の場合は、議事録写しも添付）		
		3		財源を証明する書類 （預金・借入金残高証明書）			
		4		寄附申込者の身分証明書			
		5		〃 登記されていないことの証明書			
		6		〃 印鑑登録証明書			
		7		〃 所得証明書			
B 土 地 ・ 建 物	1	案内図	G その他				
	2	敷地の公図、敷地（建物）の写真	1	運営実績を証明する書類（事業等の経営実績）			
	3	土地（建物）登記簿謄本	2	施設設立計画書 様式第2号(第4条関係)			
	4	設計図 配置図、平面図（各階）、立面図（4方向）					
	5	各部屋面積表					

※ 添付書類に○をつけてください。

※ 施設種別により不要な書類もあるので、提出前に福祉総務課と協議してください。

◆ 社会福祉法人設立認可等協議書の作成に係る留意点

1. 社会福祉法人設立認可等協議書

法人の名称は、(仮称)社会福祉法人〇〇〇と記入してください。ただし、社会福祉法人は、社会福祉事業を行う公共性の高い法人であるため、法人及び施設名には、個人名や団体名等から引用したものは避けてください。また、埼玉県内で同一の名称を用いることは適当ではありません。

主たる事務所の所在地は、施設（建設予定地）所在地としてください。（ただし、住所が設定されていない場合は、土地番号を使う。）

理事の定数は6名以上、監事の定数は2名以上、評議員の定数は理事の定数を上回る数としてください。ただし、親族等特殊関係者の数には制限があるので注意してください。役員等の構成及び要件については、5～12・35～52頁を参照してください。

「役員選任区分」欄に○印を付す者にあつては、必ず、履歴書と整合し、資格要件を満たしているか確認してください。また、記入すべき箇所は、次のとおりです。

① 理事の場合（以下のいずれかに○）

- ・「事業経営識見」（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）
- ・「地域福祉関係」（事業の区域における福祉に関する実情に通じている者）
- ・「施設の管理者」
- ・「その他」

② 監事の場合（以下のいずれかに○）

- ・「事業識見」（社会福祉事業について識見を有する者）
- ・「財務管理識見」（財務管理について識見を有する者）

③ 評議員の場合（記入不要）

※「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が選任されます。

2. 添付書類一覧（設立認可等協議書提出用）

添付した書類に○印をつけ、不要部分は、斜線をしてください。

3. 添付書類

添付書類の詳細については、次頁以降を参照してください。

なお、必要に応じて書類の原本や追加資料の提出を求めることがあります。

※ 各様式例等に記載されている注記は、提出書類には記載する必要はありませんので、適宜削除してください。

A 1 法人設立趣意書

任意の様式に以下の内容を記載してください。

①法人設立の趣意、②目的、③事業の方向性等法人名（仮称）、④設立代表者名

A 2 事業計画書

様式例 9－1 及び 9－2 を参考にできるだけ詳細に記入し、記載内容に応じ頁数を増やして作成してください。

A 3 設立準備委員会の議事録（写し）

開催されたすべての議事録を添付してください。

議事録には、日付、開催場所、出席者、議題及び内容等を記載の上、出席者全員の押印（認印可）が必要です。欠席の場合は、別途、同意書を添付してください。議事録は、当該設立協議にかかる事項が確認できるものでなければなりません。

＜必要な議事の例＞

- ・ 設立準備委員会の発足、運営規程の制定について
- ・ 設立代表者及び設立代表者代理人の選出、委任に関すること
- ・ 役員候補者、評議員候補者の選任等に関すること
- ・ 財産、資金計画等に関すること
- ・ 設計事務所（建設を伴う場合）の選択に関すること

※ 設立準備委員会は、理事会に準ずるものであるため、必ず審議内容等を議事録として残し、また、設立準備委員会の通帳を作成し、事業に関する金銭の出し入れを明確にしておきます。（負債を負って法人を設立することはできません。任意団体である設立準備委員会の会計と、法に基づき設立された社会福祉法人の会計は、明確に分ける必要があります。）

※ 設立準備委員会の構成員は、社会福祉法人の設立時において役員（理事・監事）に就任することが通例です。このため、当初から役員就任予定者全員が参加すること、設立準備委員会の代表者は、社会福祉法人設立時においても、代表権を有する理事長に就任することが望ましいです。

A 4 設立代表者への権限の委任状（写し）

設立代表者を除く役員就任予定者（理事・監事）全員による委任状を作成してください。連名のものでも、個別に作成したものでも構いません。なお、設立代表者の選任日以降かつ贈与契約日以前の日付で作成してください。

設立代表者と法人との間に贈与契約がない場合は、様式例 10 を参考に作成し、設立代表者からの贈与契約がある場合は、様式例 11 を参考に作成してください。なお、様式例 11 を使う場合は、下記 A5 に基づき、様式例 12 の委任状も併せて作成してください。

印鑑は、印鑑登録証明書で確認できる印鑑を使用してください。

A 5 設立代表者の贈与に係る権限の委任状（写し）

設立代表者から法人への贈与契約等がある場合は、様式例 12 を参考に、その部分について、設立代表者とは別の設立発起人に権限を委任する旨の委任状を添付してください。権限を委任される発起人以外の設立発起人（理事・監事）全員の委任状としますが、連名のものでも、個別に作成したものでも構いません。なお、設立代表者代理人の選任日以降かつ贈与契約日以前の日付で作成してください。

印鑑は、印鑑登録証明書で確認できる印鑑を使用してください。

※ 設立代表者からの寄附について

法人の設立代表者個人が贈与契約により当該法人に対して寄附するような場合には、利益相反事項（民法第 108 条：自己契約、双方代理の禁止）となるため、設立代表者の代理人を選任し、設立代表者の法人への贈与契約に係る権限を委任する必要があります。

A 6 設立代表者の履歴書（写し）

A 7 施設長予定者の履歴書（写し）

A 6 及び A 7 については、様式例 16 により作成してください。職歴はできるだけ詳細に記入してください。

社会福祉団体関係の役職、社会福祉活動歴等は必ず記載してください。また、現職なのか元なのかを判別できるように記載してください。

印鑑は、印鑑登録証明書で確認できる印鑑を使用してください。（施設長の場合、印鑑登録証明書を提出する必要はありませんが、施設長が理事と兼ねている場合は、A 8 で提出してください。）

A 8 役員等一覧表

役職名、氏名（ふりがな）、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業、特殊関係有無について役員等名簿を作成してください。様式は任意です。

また、以下の①から⑤の書類を役員等候補者ごとにまとめ、役員等名簿の順に綴じてください。

①役員等就任予定者の就任承諾書（写し）

設立代表者の就任承諾書については、設立代表者代理人宛てとしてください。

なお、就任承諾書の日付は、設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付となります。（様式例 17）

②役員等就任予定者の履歴書（写し）

職歴はできるだけ詳細に記載してください。社会福祉団体関係の役職、社会福祉活動歴等、役員の要件に関する部分は必ず記載してください。また、現職なのか元なのかを判別できるように記載してください。（様式例 16）

印鑑は、印鑑登録証明書で確認できる印鑑を使用してください。

③役員等就任予定者の身分証明書

④役員等就任予定者の登記されていないことの証明書

⑤役員等就任予定者の印鑑登録証明書

（3 か月以内に発行された証明書）

A 9 研修受入施設承諾書（写し）

施設長予定者が計画施設と同種の施設における施設長経験がない場合は、他の同種の既存施設において、入所者の処遇、施設の運営管理のうち、未経験の分野を内容とする研修を受ける必要があります。また、施設に従事される職員についても、同様に研修を受ける必要があります。（様式例 18）

認可申請時までの間に施設における研修を修了している者については、受入施設のその旨を証明する書類を提出してください。提出が必要かどうかについては、施設整備所管課と協議してください。

A 10 誓約書（写し）

施設長予定者は、原則、厚生労働省令で定めている資格要件を満たしている者でなければなりません。認可申請時に、施設長予定者が資格要件を満たしていない場合に提出してください。（様式例 19）認可申請時までの間に、施設長資格認定講習会の受講を修了している者は、受講修了を証する書類等を提出してください。

ただし、保育所の整備を計画されている法人については初任保育所長研修会の研修修了証で足りるものです。

B 1 案内図

B 2 敷地の公図（計画地を囲む）、敷地（建物）の写真

B 1 及び B 2 については、住宅地図等に予定地及び進入路を色分けして示した案内図・公図を添付してください。施設用地の全部又は一部が貸与の場合も案内図・公図を添付し、贈与地と貸与地は、別色で示してください。

なお、敷地の写真については、撮影した方向を公図に反映させてください。

B 3 土地（建物）登記簿謄本（写し）

貸与を受ける不動産の全てについて、全部事項証明書を添付してください。筆数が複数ある場合は、土地の表示・地目・面積・所有者を記載した一覧表を作成してください。

B 4 設計図（写し）

配置図、平面図、（各階）、立面図（4 方向）

B 5 各部屋面積表（写し）

C 1 土地（建物）譲渡確約書（写し）

様式例 20 を参考に作成してください。

C 2 所有権移転登記確約書（写し）

様式例 3 を参考に作成してください。

C 3 土地（建物）譲渡者の身分証明書

C 4 " 登記されていないことの証明書

C 5 " 印鑑登録証明書

（3 か月以内に発行された証明書）

D 1 地上権設定契約（確約）書（写し）

様式例 5 を参考に作成してください。国、地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受ける場合は、事業の存続に必要な期間の地上権を設定してください。

D 2 地上権設定登記誓約書（原本）

様式例 6 を参考に作成してください。国、地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受ける場合は、事業の存続に必要な期間の地上権を設定してください。

D 3 土地賃貸借契約（確約）書（写し）

D 4 賃借権設定登記誓約書（原本）

上記、地上権を設定しない場合は、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定してください。契約（確約）書は様式例 7、設定登記誓約書は様式例 8 の記載例を参考に作成してください。

なお、賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましいです。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。

D 5 土地貸与者の身分証明書

D 6 " 登記されていないことの証明書

D 7 " 印鑑登録証明書

（3 か月以内に発行された証明書）

E 1 土地無償貸与契約書等（写し）

様式例 4 を参考に、地方公共団体等から不動産を無償で貸与を受ける場合は、団体等の長（又は契約の相手方）の無償貸与契約（確約）書を添付してください。

建物の貸与の場合は、土地を建物に代えて作成してください。

E 2 土地使用許可承諾書等（写し）

F 1 施設運営収支計画表

社会福祉法人会計基準第 1 号第 4 様式「資金収支予算内訳書」に準拠して作成してください。法人の設立は、当該計画事業の開始より早く、法人設立協議年度の翌年度に設立されます。そのため、当該計画事業開始年度からの収支だけでなく、法人設立年度の収支も必要となります。

なお、整備する施設種別によって、事業開始から 5 年分の収支計画が必要な場合もありますので、必ず施設整備所管課と協議の上で提出してください。

F 2 寄附申込書（写し）

様式例 21 を参考に作成してください。

土地、建設資金、運転資金等について、贈与が予定されている場合は、様式例 2 を参考に、必要に応じ適宜訂正して、贈与契約書を作成してください。

契約書の印鑑は、印鑑登録証明書で確認できる印鑑を使用してください。

贈与契約書は、寄附者ごとに作成してください。

土地等の寄附がある場合、抵当権等が設定されていないことが原則です。

契約日は、設立代表者に贈与に係る権限を委任した日付以降としてください。

設立代表者からの寄附の場合、利益相反に当たるため、設立代表者代理人を選任

し、当該者へ贈与に係る権限のみを委任し、A 5 のとおり委任状を添付してください。

※ 法人事務所及び施設所在地を選挙区とする議員からの寄附は、公職選挙法に抵触するので受けることができません。

F 3 預金・借入金残高証明書（原本又は写し）

現金の贈与を受ける場合、財源を証明する書類として、金融機関等からの預金及び借入（貸付）金残高証明書（直近のもの）を添付してください。ただし、全て同年月日現在のもthingとしてください。

なお、残高証明書の枚数が多いときには、総括表を作成し添付してください。

F 4 寄附申込者の身分証明書（写し）

F 5 " 登記されていないことの証明書（写し）

F 6 " 印鑑登録証明書（写し）

F 7 " 所得証明書（写し）

※ F 3～F 7については、すべて寄附者各々について添付してください。

※ F 4～F 7については、すべて3か月以内に発行された証明書を添付してください。

※ 贈与者が法人の場合は、基本約款、法人登記簿謄本、直近2期分の決算書及び贈与について基本約款に定める手続を経たことを証する書類（社員総会議事録、取締役会議事録等）を添付してください。

G 1 運営実績を証明する書類

現在行っている、あるいは従前に行っていた関連する事業について、必要があれば添付してください。

G 2 施設設立計画書（写し）

老人福祉、障害者（児）福祉、児童福祉などの施設設立計画書（様式第2号（第4条関係））を添付してください。

第3 社会福祉法人設立認可申請書の提出について

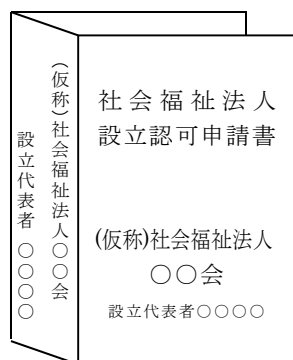
社会福祉法人設立認可等協議書を提出後、本市の審査等を経て、適当と認められ、補助を要する場合は事業採択された案件について、「社会福祉法人設立認可申請書」を作成し提出していただきます。

I. 提出書類の体裁

(1) 紙媒体で提出する場合

緑色のフラットファイル（A4S版）に標題等を記載し、書類を綴じる。

なお、書類のサイズは、A4版とする。印鑑登録証明書等、サイズが小さいものについては、A4用紙に貼り付けるなどして、A4サイズに統一する。



表紙、背表紙に
「(仮称)社会福祉法人 ○○会」
及び「設立代表者 ○○○○」と
表記する。

社会福祉法人設立認可申請書、添付書類一覧の順に綴じ、添付書類は、添付書類一覧の番号順に綴じてください。

各書類の間に仕切として白紙を挟み、これに添付書類一覧の番号、文字等を記入したインデックスを見出しとして貼付してください。役員等については、役員又は評議員ごとに氏名を記入したインデックスを付けてください。

(注意)

紙媒体で提出する場合、添付書類は原則として写しで構いませんが、必要に応じて書類の原本や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 電子データで提出する場合

ファイル形式及び提出方法については、個別に福祉総務課と協議してください。

II. 提出書類

社会福祉法人設立認可申請書（様式第1）は26頁～、添付書類は28頁～参照。

III. 提出時期

施設整備に補助を要する場合、補助金の交付が確実にした後でなければ法人の設立は認められないため、補助の内示が出た後に提出してください。

様式第 1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
申 請 年 月 日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふ り が な 法 人 の 名 称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第 1 種	
		第 2 種	
	公 益 事 業		
	収 益 事 業		

(裏 面)

資 産	内 訳									
	純 資 産 ⑤－⑥			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①＋②＋ ③＋④		⑥負 債
				①基本財産	②その他財産					
	円			円	円	円	円	円	円	円
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別*	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管 理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

添 付 書 類 一 覧 （ 設 立 認 可 申 請 書 提 出 用 ）

添 付 書 類	添 付
1 定款	
2 設立当初の財産目録	
(1) 財産目録	
(2) 土地・建物の評価額を証明する書類	
3 設立当初の財産が法人に帰属することを証する書類	
(1) 贈与契約書	
(2) 贈与者の身分証明書	
(3) 贈与者の登記されていないことの証明書	
(4) 贈与法人の基本約款	
① 法人登記簿謄本	
② 直近2期分決算書	
③ 社員総会・取締役会等の議事録	
(5) 贈与者の印鑑登録証明書	
(6) 贈与者の預金・借入金残高証明書等	
(7) 不動産登記簿謄本	
(8) 案内図・公図	
(9) 所有権移転登記確約書	
(10) 補助金交付決定書（又は内示通知、確約書等）	
4 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類	
(1) 土地（又は建物）無償貸与契約書	
(2) 地上権設定契約書及び地上権設定登記誓約書	
(3) 土地賃貸借契約書及び賃借権設定登記誓約書	
(4) 契約の相手方の身分証明書	
(5) 契約の相手方の登記されていないことの証明書	
(6) 契約の相手方の印鑑登録証明書	
(7) 不動産登記簿謄本	
(8) 地代贈与契約書	
(9) 案内図・公図	
5 事業計画書等	
(1) 事業計画書	
(2) 資金収支予算内訳書	
(3) 収入、支出等の算定根拠を示した書類	
6 設立代表者に関する書類	
(1) 設立代表者の履歴書	
(2) 設立代表者の身分証明書	
(3) 設立代表者の印鑑登録証明書	
(4) 設立代表者の登記されていないことの証明書	
(5) 設立代表者の権限を証する書類（委任状）	
(6) 設立代表者の代理人の権限を証する書類（委任状）	

※ 添付した書類の「添付」欄に○印を付ける。

添付書類	添付
7 役員等関係書類	
(1) 役員等名簿	
(2) 役員等就任予定者の就任承諾書等	
① 就任承諾書	
② 履歴書	
③ 身分証明書	
④ 登記されていないことの証明書	
⑤ 印鑑登録証明書	
(3) 施設長予定者の履歴書	
① 研修受入施設承諾書	
② 誓約書	
8 施設（建設）関係書類	
(1) （建設）計画書	
(2) （建設）図面等	
① 案内図・公図	
② 配置図	
③ 平面図（各階）	
④ 立面図（４方向）	
⑤ 各部屋面積表	
(3) 施設建設費見積書	
(4) 設備（備品）整備費見積書	
(5) 補助金額積算表	
(6) 独立行政法人福祉医療機構借入申込受理票	
① 相談記録	
② 借入金償還計画表	
③ 借入償還金財源内訳	
④ 連帯保証人の所得証明書	
⑤ 継続的寄附申込者の所得証明書	
⑥ 償還金贈与契約書	
(7) 民間金融機関等の融資証明（又は内定書、確約書、審査結果通知等）	
① 借入金償還計画表	
② 借入償還金財源内訳	
③ 償還金贈与契約書	
(8) 基本財産編入誓約書	
(9) 関係法令届出書等（又は許可書等）	
9 諸規程	
(1) 経理規程	
(2) 管理規程（又は運営規程）（案）	
(3) 就業規則（案）	
(4) 定款細則（案）	
(5) 評議員選任解任委員会運営細則（案）	
(6) 報酬等の支給基準（案）	
10 設立準備委員会（発起人会）の議事録	

※ 添付した書類の「添付」欄に○印を付ける。

◆ 社会福祉法人設立認可申請書の作成に係る留意点

I. 社会福祉法人設立認可申請書

19 頁 1 参照。社会福祉事業の欄には、「〇〇の経営」等、定款記載の名称を記載してください（例：特別養護老人ホームの経営）。また、公益事業、収益事業を行う場合は、事業の種類を記載してください。

II. 添付書類一覧（設立認可申請書提出用）

添付した書類に○印をつけ、不要部分は、斜線をしてください。

III. 添付書類

施設所管課へ同様の書類を提出する場合は、当該書類を流用して差し支えありません。また、資金計画（補助金や自己資金の額等）や図面等、「社会福祉法人設立認可等協議書」等に添付したものから変更があった場合は、最新のものを添付してください。

添付書類の詳細については、以下を参照してください。

※ 各様式例等に記載されている注記は、提出書類には記載する必要はありませんので、適宜削除してください。

1 定款

定款例に準拠して作成してください。

公益事業を行う場合などには、それぞれ章を加え、資産区分にも注意してください。

定款例にある（備考）は記載する必要はありません。内容を確認の上、条文を差し替える場合は差し替え、不要な文言は適宜削除してください。

基本財産（定款例第 28 条 2 項）には、土地を贈与等により所有する場合は 1 筆ごとに記載してください。建物は完成後、定款変更の届出を行ってください。

なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合は、別途条文等を追加する必要があります。（71～74 頁参照）

2 設立当初の財産目録

(1) 財産目録

様式例 1 を参考に、必要に応じ適宜修正して作成してください。

運転資金として、その他財産のうちに、法人の年間事業費の 12 分の 3（保育所の整備を計画している法人については 12 分の 1）以上に相当する現金、普通預金等を有する必要があります。

未建設の建物は記載しないでください。

独立行政法人福祉医療機構からの借入金 は負債として計上しません。

(2) 土地・建物の評価額を証明する書類（原本又は写し）

贈与等により設立当初から土地を所有する場合は、土地（補充）課税台帳登録証明書（評価証明）、不動産鑑定士によるもの又は路線価により算出したもの等を添付してください。

3 設立当初の財産が法人に帰属することを証する書類

社会福祉法人は、社会福祉事業に必要な財産を備えなければなりません。この財産は、認可申請時に有している必要はありません。しかし、法人が設立した後に、確実に法人に帰属することが認められるものでなければなりません。

社会福祉法人を設立しようとする場合、その財産の贈与契約は、「社会福祉法人の設立が認可されたときは、〇〇を贈与する」といった停止条件付のものとされるのが通例です。

また、時期を定めず贈与された財産は、法人の設立時に帰属します。

(1) 贈与契約書（写し）

23 頁 F 2 参照。

(2) 贈与者の身分証明書（写し）※

24 頁 F 4 参照。

(3) 贈与者の登記されていないことの証明書（写し）※

24 頁 F 5 参照。

(4) 贈与法人の基本約款等

24 頁 F 7 参照。

(5) 贈与者の印鑑登録証明書（写し）※

24 頁 F 6 参照。

(6) 贈与者の残高証明書等（写し）

24 頁 F 3 参照。

(7) 不動産登記簿謄本※

贈与等により設立当初から土地等の不動産を所有する場合は、贈与を受けるすべての不動産について、全部事項証明書（原本又は写し・原本証明）を添付してください。筆数が複数ある場合は、土地の表示・地目・面積・所有者を記載した一覧表を作成してください。

(8) 案内図・公図

贈与地を赤色で示してください。施設用地の全部又は一部が貸与の場合も案内図・公図を添付し、贈与地と貸与地は、別色で示してください。

(9) 所有権移転登記確約書（写し）

22 頁 C 2 参照。

(10) 補助金交付決定書・内示通知・確約書等（写し）

補助を要する場合は、施設整備所管課等から交付される該当書類を提出してください。

4 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類

その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類です。

(1) 土地無償貸与契約書（写し）

23 頁 E 1 又は E 2 参照。

- (2) 地上権設定契約(確約)書(写し)及び地上権設定登記誓約書(原本)
23 頁 D 1 及び D 2 参照。
- (3) 土地賃貸借契約(確約)書(写し)及び賃借権設定登記誓約書(原本)
23 頁 D 3 及び D 4 参照。
- (4) 契約の相手方の身分証明書(写し)※
23 頁 D 5 参照。
- (5) 契約の相手方の登記されていないことの証明書(写し)※
23 頁 D 6 参照。
- (6) 契約の相手方の印鑑登録証明書(写し)※
23 頁 D 7 参照。
- (7) 不動産登記簿謄本(写し)※
22 頁 B 3 参照。
- (8) 地代贈与契約書(写し)
貸与を受ける不動産の地代について、贈与する者との契約書を添付してください。任意の様式で差し支えありません。
- (9) 案内図・公図
貸与地を赤色で示してください。22 頁 B 1 及び B 2 参照。

5 事業計画書等

- (1) 事業計画書
20 頁 A 2 参照。
- (2) 資金収支予算内訳書
23 頁 F 1 参照。
- (3) 収入、支出等の算定根拠を示した書類
上記(2)を作成するにあたって、算定根拠とした書類を添付してください。

6 設立代表者に関する書類

- (1) 設立代表者の履歴書(写し)※
- (2) 設立代表者の身分証明書(写し)
- (3) 設立代表者の登記されていないことの証明書(写し)
- (4) 設立代表者の印鑑登録証明書(写し)
(1)については 21 頁 A 6、(2)～(4)については 21 頁 A 8 参照。
- (5) 設立代表者の権限を証する書類(委任状)(写し)
20 頁 A 4 参照。
- (6) 設立代表者の代理人の権限を証する書類(委任状)(写し)
21 頁 A 5 参照。

7 役員等関係書類

- (1) 役員等名簿
21 頁 A 8 参照。

(2) 役員等就任予定者の就任承諾書等

- ① 就任承諾書（写し）（様式例 17）
- ② 履歴書（写し）（様式例 16）※
- ③ 身分証明書（写し）※
- ④ 登記されていないことの証明書（写し）※
- ⑤ 印鑑登録証明書（写し）※

21 頁 A 8 及び 22 頁 A 9 参照。設立代表者の場合は、②～⑤は 6 で揃えてあるので、ここでは、省略して構いません。ただし、①は添付が必要です。

(3) 施設長予定者の履歴書（写し）※

21 頁 A 7 参照。

- ① 研修受入施設承諾書（写し）

22 頁 A 9 参照。

- ② 誓約書（原本）

22 頁 A 1 0 参照。

8 施設建設関係書類

(1) （建設）計画書

施設建設計画書は、様式例 13 を参考に適宜変更を加えて作成してください。

収入のうち、自己資金は寄附金を充ててください。法人の借入金は認められません。

(2) （建設）図面等

- ① 案内図・公図（住宅地図等に予定地及び進入路を色分けして示したもの。）
- ② 配置図
- ③ 平面図（各階の平面図）
- ④ 立面図（4 方向）
- ⑤ 各部屋面積表

(3) 施設建設費見積書

(4) 設備（備品）整備費見積書

(3)～(4)については任意の様式で差し支えありませんが、建設計画書に記載された金額等の根拠となるものであるため、項目や金額の整合性を確認してください。

(5) 補助金額積算書

国・市補助金の額及びその積算内訳を、任意の様式で添付してください。建設計画書に記載された金額等の根拠となるものであるため、項目や金額の整合性を確認してください。

(6) 独立行政法人福祉医療機構借入申込受理票

独立行政法人福祉医療機構への借入申込書を提出したことが分かる「借入申込受理票」を添付してください。その他、次に掲げる書類の添付が必要です。（④から⑥については、該当する場合。）

- ① 相談記録
- ② 借入金償還計画表

- ③ 借入償還金財源内訳
- ④ 連帯保証人の所得証明書（写し）
- ⑤ 継続的寄附申込者の所得証明書（写し）
- ⑥ 償還金贈与契約書（写し）

償還金の贈与がある場合、様式例 14 を参考に作成してください。

(7) 民間金融機関等の融資証明（写し）

民間金融機関等からの借入を受ける場合、様式は自由ですが、融資金額、資金使途、有効期限及び融資条件等を記載してください。

- ① 借入金償還計画表
- ② 借入償還金財源内訳
- ③ 償還金贈与契約書（写し）

償還金の贈与がある場合、様式例 14 を参考に作成してください。

(8) 基本財産編入誓約書（原本）

未建設（建築中）の建物を法人の基本財産とする予定である場合に添付してください。様式例 15 を参考に作成してください。

(9) 関係法令届出書等

関係機関の許可が必要な施設整備であって、認可申請時に許可が下りていない場合は、申請書の写し及び関係機関との協議経過書等を添付してください。

9 諸規程

(1) 経理規程（案）

「社会福祉法人会計基準(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)」及び「社会福祉法人モデル経理規程」(全国社会福祉法人経営者協議会)を参考に作成してください。

- (2) 管理規定（又は運営規定）（案）
- (3) 就業規則（案）
- (4) 定款細則（案）
- (5) 評議員選任解任委員会運営細則（案）
- (6) 報酬等の支給基準（案）

10 設立準備委員会の議事録（写し）

20 頁 A 3 参照の上、開催された設立準備委員会の議事録をすべて添付してください。

なお、議事録には、「設立認可申請を行うこと」、「諸規定（案）の承認に関すること」を審議した議事録を盛り込んでください。

（注意）

- 1 「※」のある書類は、社会福祉法人設立認可等協議書の提出以降、内容に変更がない場合、協議書提出時と同様の書類でも問題ありません。
- 2 必要に応じて、書類の原本や追加資料の提出を求めることがあります。

◆ 社会福祉法人審査基準

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号）別紙 1（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第 1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に規定する法第 24 条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第 24 条第 2 項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- （1） 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- （2） 社会福祉事業の経営は、法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の趣旨を尊重し、法第 6 1 条の事業経営の準則に合致するものであること。
- （3） 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- （4） 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- （5） 法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1276 号社会・援護局長通知「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- （6） 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、

事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

（1）基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない

旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
 - ① 法人（同項第1号）
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条6の2
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。

- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。

ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の16第2項第2号）。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第45条の2第1項）。

また、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第3項）。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。

- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（1）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第34条の2第1項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第4項及び施行規則第2条の5）。
- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の32第1項）。また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第2条の5）。

- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第5項及び施行規則第2条の5）。

7 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（第45条の3第2項）。

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

- (2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

- (3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

- (4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。
ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町

村においても事業を開始しようとする場合及び（３）の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

- （５） 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。
- （６） 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

２ 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

３ その他

- （１） 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- （２） 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第５ その他

- （１） 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- （２） 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- （３） 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- （４） 法人は、毎会計年度終了後３月以内に、施行規則第９条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第５９条）。

また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第１０条の２第２号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第４５条の３４第１項第４号）のうち施

行規則第2条の4 1 第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第59条の2第1項及び施行規則第10条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第10条第3項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第10条第2項）。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

◆ 社会福祉法人審査要領

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日 障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号）別紙（最終改正：令和 2 年 3 月 31 日）

別 紙

社会福祉法人審査要領

第 1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加していること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、(1) に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1) エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。

- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。

- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を営業者は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（(3)を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第2 法人の資産

(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回ってなければならないこと。

(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

(5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる

場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。

（6）社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

（7）不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

（8）法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

（9）基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

（10）（8）の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

（11）（8）の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 資本金等

エ 事業内容

オ 役員の数及び代表者の氏名

カ 従業員の数

キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

ク 保有する理由

ケ 当該株式等の入手日

コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

第3 法人の組織運営

- (1) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。
- (2) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (3) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

第4 定款作成に係る留意点

1. 定款例について

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載したものです。

各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っていること、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

2. 記載事項の種類

○ 必要的記載事項（直線）

→ 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）

※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではありません。

○ 相対的記載事項（点線）

→ 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項

○ 任意的記載事項

→ 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 租税特別措置法第40条の特例の適用について

租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっては、71～74頁の留意点を踏まえた定款を作成する必要があります。

当該特例の適用を受ける場合は、必ず留意点を確認し、必要な条文等を定めてください。

◆ 社会福祉法人定款例

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号）別紙 2（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

（備考）

- （１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- （２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- （３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

（備考）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の

定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

（備考一）

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

（開催）

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、（〇月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第 45 条の 9 第 1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第 45 条の 9 第 2 項）。

（招集）

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3 分の 2 以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項

の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第 45 条の 9 第 6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 ○○名以上○○名以内

（２）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（１）理事は 6 名以上、監事は 2 名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を

「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資

金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものと

する。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）

費用弁償分については報酬等に含まれない。

（職員）

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1）地域の代表者

（2）利用者又は利用者の家族の代表者

（3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かな

ければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(備考)

第一項については、法第 45 条の 14 第 4 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第 45 条の 14 第 6 項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟
(平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

（施行細則）

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この定款は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

◆ 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合の留意点

「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」（平成 28 年 11 月 11 日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合は、下記の点に留意して定款を作成してください。

1. 概要

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされます（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）。

一方、これらの財産を、社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられています（租税特別措置法第 40 条第 1 項）。

2. 留意点

社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項については、下記のとおりです。

なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではありませんので、各法人にてご検討ください。

（1）当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要です。

- ① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。
- ② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はありません。
- ③ 評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
- ④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、
 - ・ 理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の多数による同意又は承認
 - ・ 評議員会の承認を必要とすること。
 - 「事業計画及び収支予算」
 - 「基本財産の処分」
 - 「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」
 - 「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」

※ 公益事業・収益事業を行う法人に限る。

- ⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第二条第十五号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること。

（２）具体的な記載例については、下表を参照してください。

対象条項	留意点
第五条（評議員の定数）	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。
第六条（評議員の選任及び解任） 第１項・第２項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第〇条（評議員の資格）	定款例第六条の次に以下の条項（例）を設けること。 （評議員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
第八条（評議員の報酬等）	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第一〇条（権限）	評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」「解散」を追加すること。 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。
第一三条（決議）	定款例を参考に定めること。
第一五条（役員＜及び会計監査人＞の定数）第１項	定款例の備考（１）を踏まえて、定めること。
第十六条（役員＜及び会計監査人＞の選任）第１項	定款例を参考に定めること。
第〇条（役員の資格）	定款例第一六条の次に以下の条項（例）を加えること。 （役員の資格） 第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及

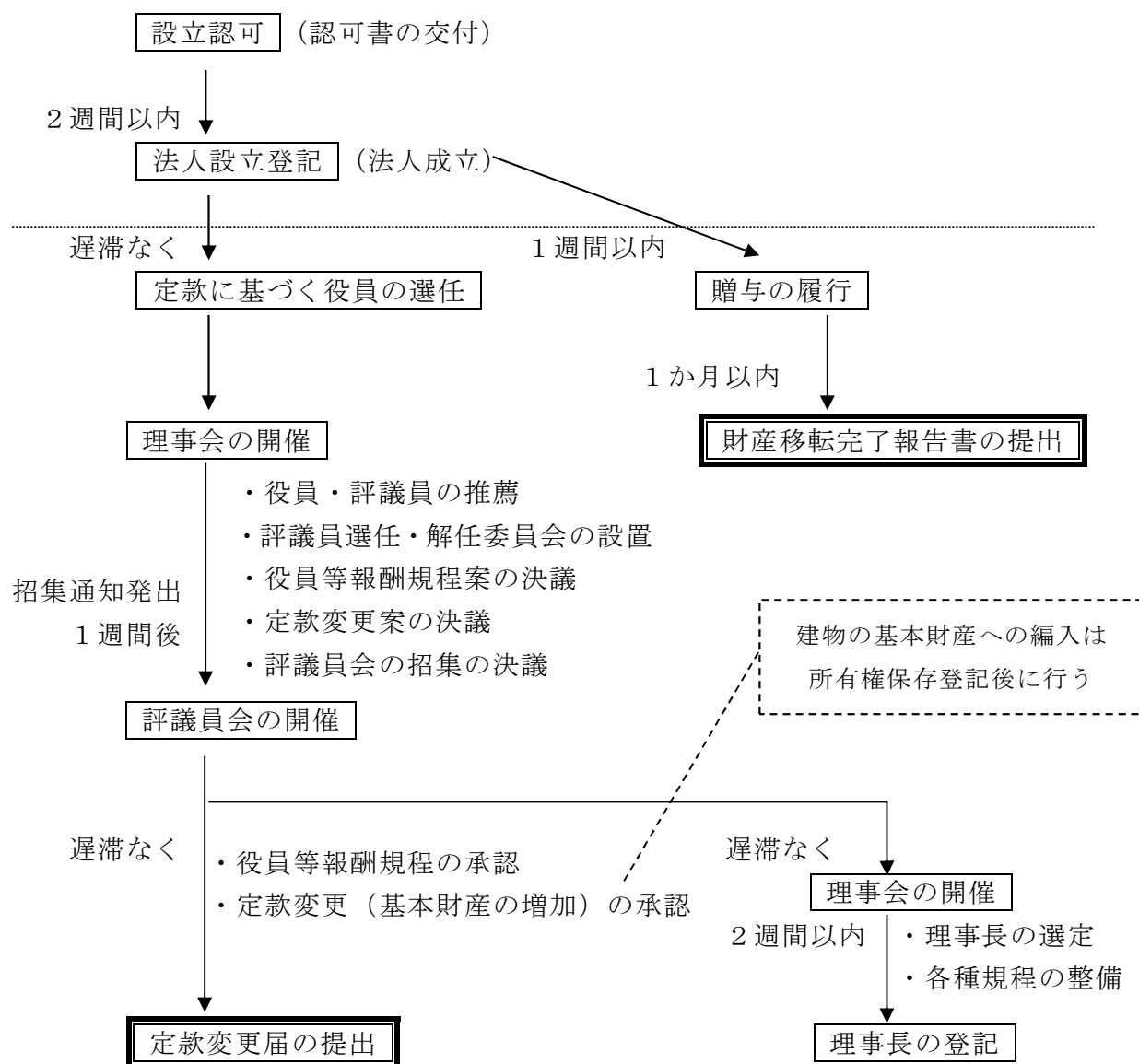
	びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。 （注）監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなってはならない。」でも可。
第二一条（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）	定款例を参考に定めること。
第二六条（決議） 第1項	定款例を参考に定めること。
第二八条（資産の区分） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第二九条（基本財産の処分）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三一条（事業計画及び収支予算） 第1項	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三二条（事業報告及び決算） 第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第三五条（臨機の措置）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（公益を目的とする事業） 第〇条（収益を目的とする事業）	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（保有する株式に係る議決権の行使）	第三七条の次に以下の条項（例）を加えること。 ＜例1＞ 第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その

	株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。 < 例 2 > 第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。
第三六条（解散）	定款例を参考に定めること。
第三七条（残余財産の帰属）	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第三八条（定款の変更） 第 1 項	定款例を参考に定めること。

第5 社会福祉法人設立認可後の手続きについて

<概略>

社会福祉法人の設立が認可され、認可書が交付された後、法人設立・運営に関して必要な手続きは、次のとおりです。



これらの手続きは、それぞれ期間内に確実に実行してください。

なお、施設にかかる手続き（工事契約、着工・完了検査、事業開始の申請・届出、登録免許税の非課税証明等）については、施設整備所管課へ必ず確認し、漏れのないよう進めてください。

1. 社会福祉法人設立認可書の受領

さいたま市での設立認可申請の審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。これによって社会福祉法人の設立登記が可能になります。

2. 法人設立の登記

社会福祉法第 34 条において、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されています。

法人設立の登記は、社会福祉法人の設立認可のあった日（認可書の受領（到達）した日）から 2 週間以内（組合等登記令第 2 条）に行わなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分協議のうえ、手続きを行ってください。

登記事項については、組合等登記令によって以下のとおり決められています。

①目的及び業務

定款第 1 条に規定されている目的及び事業

公益事業や収益事業を行う法人は、それらも登記してください。

②名称

社会福祉法人〇〇会（定款第 2 条に規定されている名称）

③事務所

主たる事務所

従たる事務所を置く法人は、それらも登記してください。

④代表権を有する者の氏名、住所及び資格

理事長を「理事長」の資格で登記してください。

⑤存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合に解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。

⑥資産の総額

資産の総額については、毎会計年度終了後 3 箇月以内に必ず変更登記を行う必要があります。

3. 理事会・評議員会の開催

法人設立後、定款附則に基づき役員の選任を行い、定款（定款例では第16条第2項）の規定により理事長を選定してください。

定款に基づき役員の選任を行い登記した後は、役員等の資格要件等の確認書類として徴取した次の書類を備えておいてください。なお、これらの書類は、役員等の任期ごとに必ず備えるようにしてください。

《必要書類》

①役員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④欠格事由等の確認書

※④は、官公署発行の証明書等による代替も可能です。

《役員選任の流れ》

（１）理事会

- ・定款附則に記載された役員による理事会開催
- ・役員候補者と評議員候補者を推薦、評議員選任・解任委員会を設置

（２）評議員選任・解任委員会

- ・理事会において定款に基づき設置された評議員選任・解任委員会開催
- ・理事会で推薦された評議員候補者について審議⇒選任

（３）評議員会

- ・評議員選任・解任委員会で選任された評議員による評議員会開催
- ・理事会で推薦された役員候補者について審議⇒選任

（４）理事会

- ・評議員会で選任された役員による理事会開催
- ・理事長の選定⇒2週間以内に改めて登記
- ・定款施行細則、経理規程、就業規則など、定款において理事会で定めることとしている各種規程の整備
- ※役員等の報酬規程の決定等は評議員会の権限のため、評議員会で審議
- ・理事長専決事項などの決定

（参考）理事長選定後に登記した法人登記簿の状態

法人成立の年月日	〇〇〇年〇月〇日	
役員に関する事項	<u>埼玉県〇市〇町〇丁目〇番〇号</u>	
	<u>理事長 〇〇〇〇</u>	
	埼玉県〇市〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇〇〇〇	〇〇〇年〇月〇日重任 ----- 〇〇〇年〇月〇日登記

4. 財産移転・設立完了報告

設立の認可を受けたら、先に締結した贈与契約により、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を行い、それらの移転を終了後、1か月以内に様式例23を参考の上、さいたま市長あてに報告してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、さいたま市が証明した書類を添付すると、登録免許税が免除されます。（証明書を交付できない場合もありますので、施設整備担当所管課に相談してください。）

5. 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで、建物の所有権保存登記を行ってください。

6. 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している「基本財産編入誓約書」様式例15に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

評議員会（理事会の同意を要すると定めている場合は理事会も）で当該建物を基本財産に編入し、定款の変更について議決します。

その後、1か月以内に必要書類を付して「社会福祉法人定款変更届」（様式）により、さいたま市長あてに基本財産増加の届出をしてください。

ただし、変更事項が基本財産の増加以外にもある場合は、福祉総務課と協議の上、「社会福祉法人定款変更認可申請書」（局長通知別記第1様式第2）により手続きしてください。

7. 法人所轄庁へ提出する書類

《毎年必ず提出するもの》

- ① 計算書類等及び財産目録等（社会福祉法第59条関係）

毎年度6月末までに提出します。併せて「社会福祉充実残額」が生じた場合は「社会福祉充実計画承認申請書」も提出します。

※ 社会福祉事業の開始前であっても、法人が設立された年度について計算書類等の提出が必要になりますので必ずご承知おきください。

《変更等があったとき随時提出するもの（主なもの）》

- ① 定款変更認可申請書 又は 定款変更届出書（変更内容によっていずれかを提出）
② 社会福祉法人役員・評議員変更届
③ 寄附金品受入報告書

※ 100万円相当額以上の寄附を受けたときか、同一年度内に同一人から累計100万円相当額以上の寄附を受けたときに提出します。

◆様式集

財産目録（様式例 1）	8 0
贈与契約書（様式例 2）	8 1
目録（様式例 2 別記例）	8 2
所有権移転登記確約書（様式例 3）	8 3
土地無償貸与確約書（様式例 4）	8 4
地上権設定契約書（様式例 5）	8 5
地上権設定登記誓約書（様式例 6）	8 6
土地賃貸借契約書（様式例 7）	8 7
賃借権登記誓約書（様式例 8）	8 8
事業計画書	
特別養護老人ホーム（様式例 9 - 1）	8 9
保育所（様式例 9 - 2）	9 0
委任状（様式例 1 0）	9 1
委任状（様式例 1 1）※設立代表者が寄附者となる場合	9 2
委任状（様式例 1 2）※設立代表者が寄附者となる場合	9 3
建設計画書（様式例 1 3）	9 4
償還金贈与契約書（様式例 1 4）	9 5
基本財産編入誓約書（様式例 1 5）	9 6
履歴書（様式例 1 6）	9 7
就任承諾書（様式例 1 7）	9 8
研修受入施設承諾書（様式例 1 8）	9 9
誓約書（様式例 1 9）	1 0 0
土地譲渡確約書（様式例 2 0）	1 0 1
寄附申込書（様式例 2 1）	1 0 2
欠格事由等の確認書（様式例 2 2）	1 0 3
財産移転完了報告書（様式例 2 3）	1 0 4

様式例 1

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

財 産 目 録 (注 1)

I	資産の部	円
1	基本財産	円
	(内訳)	
(1)	土地 (注 2)	
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆	m ²
	m ² 単価 円 総面積 m ² 総額	円
(2)	建物 (注 3)	
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の建物 延べ	m ²
		円
(3)	基本財産基金	円
2	その他財産	円
	(内訳)	
(1)	建設自己資金	
(2)	運転資金	
(3)	法人事務費	
(4)	土地購入資金 (注 4)	
(5)	什器備品 (注 5)	
(6)	権利	
II	負債の部	円
III	差引正味財産	円

注 1 法人設立に当たって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載してください。不要の項目は削除してください。

注 2 土地は 1 筆毎に登記簿謄本記載のとおり記入してください。

注 3 既存の建物の贈与を受ける場合に記載してください。記載は登記簿謄本のとおりに 1 棟単位で行ってください。

注 4 土地購入資金の贈与を受ける場合に記載してください。

注 5 什器備品の贈与を受ける場合に記載してください。

様式例 2

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約書を締結した。

第1条 甲は、（仮称）社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として、金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 （仮称）社会福祉法人〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

年 月 日（注1）

甲	住所	
	氏名	実印
乙	住所	
	（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者（注2）	
	氏名	実印

※ 契約書原本の写し（原本証明付き）を添付してください。

※ 第1条の例：同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円・・・など。別記目録は記載しなくても構いません。

注1 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付としてください。

注2 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任してください。（乙は設立代表者代理人と表記。）

様式例 2 別記例

目 録

1	現 金		
		金	円
	(内訳)		
	建設自己資金		円
	運転資金		円
	法人事務費		円
2	土 地 (注 1)		
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆		m ²
3	建 物 (注 2)		
	〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の〇〇造〇建建物		
	1 棟	延べ	m ²
4	什器備品 (注 3) (別紙明細書のとおり)		円
5	権 利 (別紙明細書のとおり)		円

注 1 登記簿謄本のとおりに入記してください。従って、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の登記簿謄本により記入することとなります。

注 2 既存の建物の贈与を受けるときに入記してください。記入は登記簿謄本記載のとおりに行ってください。建設中の建物については記入しません。

注 3 什器備品については、減価償却後の現在価格としてください。

様式例 3

所 有 権 移 転 登 記 確 約 書

(仮称) 社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、ただちに貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約いたします。

年 月 日

住所

氏名 (所有者)

実印

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 様

記

1 土地

〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆

m²

2 建物

〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号所在の〇〇造〇建建物 1 棟
延べ

m²

様式例 4

記 号 番 号
年 月 日

土 地 無 償 貸 与 確 約 書

(仮称) 社会福祉法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様

氏名

実印(公印等)

(仮称) 社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、(当) 〇〇が所有する
下記の土地について、無償貸与することを確認します。

記

地 番

地 目

地積 (㎡)

1

2

様式例 5

地上権設定契約書

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と（仮称）社会福祉法人〇〇会設立
代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定について次のとおり契約を
締結する。

(地上権設定の目的)

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が建設する特別養護老人ホーム（保育所〇〇園）の用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

(契約期間)

第2条 前条の地上権の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの期間とする。

(地代)

第3条 地代は無償とする。

(登記)

第4条 甲は、乙に対し、この契約締結と同時に地上権設定登記承諾書を提出するものとする。

(土地の維持管理)

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため 2 通を作成し、各 1 通を保持する。

年 月 日

甲 ○○市○○区○○町○○丁目○○番○○号

氏名

実印

乙 ○○市○○区○○町○○丁目○○番○○号

(仮称) 社会福祉法人〇〇会設立代表者

氏名

実印

土地の表示

1 所在地 ○○市○○区○○町○○丁目○○番

2 地目 宅地

3 公簿面積 m^2

注 契約書原本の写し（原本証明付き）を添付してください。また、甲が設立代表者の場合は、乙は代理人としてください。（設立代表者代理人と表記。）

様式例 6

地 上 権 設 定 登 記 誓 約 書

このたび、特別養護老人ホーム〇〇園用地として地上権設定契約の締結を行った土地については、法人設立後直ちに地上権の登記を設定することを誓約いたします。

年 月 日

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名（所有者）

実印

さいたま市長 様

※ 法人設立認可申請書には、誓約書原本を添付してください。

様式例 7

土 地 賃 貸 借 契 約 書

貸地人〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、（仮称）借地人社会福祉法人〇〇会
設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借に関し、次のとおり
契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有にかかる末尾記載の土地を乙が設置経営する特別養護老
人ホーム（保育所〇〇園）の敷地にあてるため賃貸する。

（契約期間）

第2条 前条の賃貸の契約期間は、 年 月 日から 年
月 日までの期間とする。

（賃借料）

第3条 賃借料は〇〇円とする。

（転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

（契約の解除）

第5条 乙が正当な理由がなくこの契約の各条例に違背したときは、甲はこの契
約を解除することができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

（返還）

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しな
ければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（その他）

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを確守するため2通を
作成し、各1通を保持する。

年 月 日

甲 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏名

実印

乙 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者

氏名

実印

土地の表示

1 所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番

2 地目 宅地

3 公簿面積 m²

注 契約書原本の写し（原本証明付き）を添付してください。また、甲が設立代
表者の場合は、乙は代理人としてください。（設立代表者代理人と表記。）

様式例 8

賃 借 権 設 定 登 記 誓 約 書

このたび、特別養護老人ホーム〇〇園（保育所〇〇園）用地として賃借権契約の締結を行った（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇氏との土地の賃貸借については、法人設立後直ちに賃借権の登記を設定することを誓約いたします。

年 月 日

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名（賃貸人）

実印

さいたま市長 様

※ 法人設立認可申請書には、誓約書原本を添付してください。

様式例 9－1

〇〇年度特別養護老人ホーム〇〇園事業計画書

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 職員定数
- 4 事業開始予定年月日
- 5 事業運営基本計画

- 6 利用者の処遇

- 7 健康管理

- 8 防災計画（例：総指揮「施設長」、連絡担当「事務長」、報告担当「生活相談員」、救助担当「ケアスタッフその他職員」など）

- 9 日課

10 職員名簿

職名（注１）	氏名（注２）	前 歴	資 格	年 齢
施設長				
事務長				
事務員				
生活指導員				
ケアスタッフ				
〃				
医師				
看護師				
機能訓練指導員				
介護支援専門員				
管理栄養士				
調理員				

11 資金計画

別紙、資金収支予算内訳書のとおり

12 苦情解決の体制

注１ 必要職種すべてについて記入してください。

注２ 選考中で未定の場合、選考予定日等を記入してください。

注３ 記載内容に応じて適宜ページ数を増やして作成してください。

様式例 9－2

〇〇年度〇〇保育園事業計画書

1 保育所の運営

(1) 所在地

(2) 定員

歳児	歳児	歳児	歳児	歳児以上	合 計
人	人	人	人	人	人

(3) 職員定数

(4) 事業開始年月日（予定）

2 保育目標

(1) 保育時間

(2) 保育内容

(3) 保育担当者

3 職員名簿

職名（注 1）	氏名（注 2）	前 歴	資 格	年 齢
園長				
主任保育士				
保育士				
調理員				
用務員				

その他、〇〇区〇〇所在の〇〇医院の〇〇〇〇医師を嘱託医とする。

4 保育施設

(1) 園舎、園庭の概要

(2) 備品等の設備の概要

5 資金計画

6 苦情解決の仕組み

注 1 必要職種すべてについて記入してください。

注 2 選考中で未定の場合、選考予定日等を記入してください。

注 3 記載内容に応じて適宜ページ数を増やして作成してください。

様式例 10

(設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合の委任状の記載例。設立代表者が贈与契約の当事者となる場合は、この様式例ではなく、様式例 11、12 を参照してください。)

委 任 状

住 所 (注 1)

氏 名 (注 2)

上記の者を(仮称)社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。

年 月 日 (注 3)

設立者 (注 4)	住所	氏名	実印
設立者 (注 5)	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注 1 設立代表者の住所 (印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 2 設立代表者の氏名 (印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 3 贈与契約日以前の日付である必要があります。

注 4 設立代表者以外の設立者 (印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 5 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 1 1

（設立代表者が贈与契約の当事者（寄附者）となる場合の委任状の記載例。この様式例による場合は、同時に様式例 1 2 も必要となります。）

委 任 状

住 所（注 1）

氏 名（注 2）

上記の者を（仮称）社会福祉法人〇〇の設立代表者として設立に関し必要な権限（〇〇〇〇＜設立代表者氏名＞の贈与契約（注 3）に係る部分を除く。）の一切を委任する。

年 月 日（注 4）

設立者（注 5）	住所	氏名	実印
設立者（注 6）	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注 1 設立代表者の住所（印鑑登録証明書記載のとおりに入力）

注 2 設立代表者の氏名（印鑑登録証明書記載のとおりに入力）

注 3 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は、適当な文書に書き換えてください。

注 4 贈与契約日以前の日付である必要があります。

注 5 設立代表者以外の設立者（印鑑登録証明書記載のとおりに入力）

注 6 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 1 2

(設立代表者以外の者に設立代表者との贈与契約に係る権限のみを委任する場合の委任状の記載例。様式例 1 1 に関連して作成してください。)

委 任 状

住 所 (注 1)

氏 名 (注 2)

上記の者に (仮称) 社会福祉法人〇〇と〇〇〇〇<設立代表者氏名>との贈与契約 (注 3) に係る権限を委任する。

年 月 日 (注 4)

設立者 (注 5)	住所	氏名	実印
設立者 (注 6)	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注 1 設立代表者の代理人の住所 (印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 2 設立代表者の代理人の氏名 (印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 3 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は、適当な文書に書き換えてください。

注 4 贈与契約日以前の日付である必要があります。

注 5 設立代表者の代理人を除く設立者全員。したがって、設立代表者も含まれます。(印鑑登録証明書記載のとおりに入)

注 6 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えありません。

様式例 1 3

建 設 計 画 書

(仮称) 社会福祉法人〇〇会

- 1 施設名 (ふりがな)
- 2 経営主体
- 3 設置場所
- 4 定員
- 5 敷地の面積
- 6 規模及び構造

造 階建て

1 階床面積	m ²
2 階床面積	m ²
3 階床面積	m ²
計	m ²

- 7 配置図及び平面図 別紙のとおり
- 8 施設設備資金計画

(1) 収入

国市 (交付) 補助金	円
市補助金	円
独立行政法人福祉医療機構借入金	円
自己資金 (寄附金)	円
計	円

(2) 支出

建設主体工事	円
冷暖房設備工事費	円
浄化槽設備工事費	円
昇降機設備工事費	円
スプリンクラー設備工事費	円
敷地造成工事費	円
設計監理費	円
設備備品整備費	円
計	円

9 工事予定期間

- (1) 着工年月日 年 月 日
- (2) 竣工年月日 年 月 日

10 施設事業開始予定年月日

年 月 日

- 注 1. 内容により適宜変更を加えて作成してください。
2. 収支の内、不要な項目は削除し、不足の項目は加えてください。
3. 収入、支出とも、施設・設備に関するものを計上し、運転資金は除外してください。

様式例 1 4

償 還 金 贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、（仮称）社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の福祉医療機構（注1）からの借入金の償還財源として、総額金〇〇〇〇〇〇円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年 月末までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し又は残余の贈与を継承して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙署名捺印のうえ各1通を所持する。

年 月 日

甲	住所	
	氏名	実印
乙	住所	
	（仮称）社会福祉法人〇〇会設立代表者（注2）	
	氏名	実印
（注3）丙	住所	
	氏名	実印

※ 契約書原本の写し（原本証明付き）を添付してください。

注1 他の金融機関から借入をするときは、当該金融機関名を記入してください。

注2 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任してください。（乙は設立代表者代理人と表記。）

注3 償還金贈与の継承者を置いてください。

様式例 15

基 本 財 産 編 入 誓 約 書

このたび、(仮称)社会福祉法人〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム〇〇園（保育所〇〇保育園）の建物については、完成後速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

年 月 日

(仮称)社会福祉法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 実印

さいたま市長 様

※ 法人設立認可申請書には、誓約書原本を添付すること。

履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな		男・女
氏 名		印
生年月日 年 月 日		本籍 都・道 府・県
現住所 〒 Tel ()		
年	月	最 終 学 歴
年	月	職 歴
年	月	社 会 福 祉 事 業 活 動 歴
年	月	地域福祉経験者としての役職（現在就任しているものを記載すること）
年	月	法 人 役 員 に 関 係 す る 資 格

写真を貼付

就 任 承 諾 書

年 月 日

様

住 所
氏 名

実印

私は、（仮称）社会福祉法人〇〇の（理事、監事、評議員）に就任することを承諾します。

また、下記の各事項に該当していないことを宣誓します。

記

- 1 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 5 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

様式例 18

研 修 受 入 施 設 承 諾 書

年 月 日

様

貴施設が設立され、(仮称)社会福祉法人〇〇・〇〇(施設名)の運営が開始されるにあたり、施設に従事される職員について、当法人で研修の受け入れをすることを承諾します。

所 在 地
法 人 名
施 設 名
代 表 者 名

⑩

誓 約 書

私は、(仮称) 社会福祉法人〇〇・〇〇(施設名)の施設長に就任するにあたり、下記の研修を受講することを誓約します。

記

社会福祉施設長資格認定講習会
(全国社会福祉協議会開催)

年 月 日

氏 名 実印

上記の施設長予定者が、施設開設時までに施設長資格を得られない場合には、他の有資格者を施設長に選任することを誓約します。

年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇
設立代表者 実印

土 地 譲 渡 確 約 書

年 月 日

(仮称) 法人名
設立代表者 様

住所
氏名（寄附者名又は土地売却予定者名）実印

下記の土地について、 が された場合は、
の敷地としてただちに、寄附（又は売却）します。

記

土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積(㎡)	実 測(㎡)	譲渡価格(円)※

※は、法人が土地を購入する場合のみ、記入すること。

（建設敷地を購入する場合は、設立計画書の資金計画の欄に譲渡価格を記入し、設立代表者は、土地購入費を含めた資金計画を提出しなければならない。）

- 寄附者（又は売却者）の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。
- 宛先が既設法人の場合は、法人名・理事長名を記載すること。

様式例 2 1

寄 附 申 込 書

年 月 日

(仮称) 法人名※

設立代表者

様

住所

氏名

実印

下記の資金については、
ます。

は、ただちに寄附し

記

1	施 設 建 設 資 金	金	円
2	土 地 取 得 資 金	金	円
3	施 設 運 営 資 金	金	円

※注 宛先が既設法人の場合は、法人名・理事長名を記載すること。

欠格事由等の確認書

年 月 日

社会福祉法人〇〇
理事長 〇〇〇〇 様

住 所
氏 名



1 私は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 40 条第 1 項に規定された欠格事由に該当しません。

- （１）精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （２）生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （４）所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- （５）暴力団等の反社会的勢力に属する者又は暴力団員でなくなってから五年を経過しない者

2 私は、各評議員（候補者）及び役員（候補者）について、特殊の関係がある者が

いません。 ・ います。

【特殊の関係がある者がいる場合に記入】

関係性	該当する 役員・評議員名	関係性 例)株式会社〇〇で役員と職員の関係

（「関係性」欄には、「役員・評議員変更届 記載要領」の 5（2）の番号を記載してください。）

様式例 2 3

年 月 日

(あて先) さいたま市長

住 所
法 人 名
理事長名

財 産 移 転 完 了 報 告 書

社会福祉法人〇〇の財産移転が完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項に基づき、下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- 1 財産目録
- 2 法人登記簿謄本
- 3 土地（建物）登記簿謄本
- 4 受領書（写し）
- 5 残高証明書
- (6 その他、財産の移転、権利の設定等があった場合は、それらを証する書類)

社会福祉法人設立の手引

(令和7年度版)

さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

TEL 048(829)1253

FAX 048(829)1961